

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年5月26日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度介護予防と保健事業の一体的実施促進事業業務委託

(2) 業務目的

高齢者の健康課題の解決や生活機能の改善については、医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療制度等）に基づく保健事業と、介護保険制度に基づく介護予防事業が、それぞれの制度ごとに実施され事業の連携がとれていないこと等が課題となっている。

健康保険法等の改正により、令和2年度から、市町がこれらを一体的に実施することとなったことを踏まえ、市町の取組を支援し、高齢者がいきいきと健康に暮らせる社会の実現を目指す。

(3) 業務内容

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた制度の理解促進や事例紹介等を目的とした市町職員向けの研修会を開催する。

また、先行して一体的実施を行っている他県の事例を参考としたモデル事業を実施するとともに、事例報告会を通じて県内市町への普及を図る。

(4) 委託価格の限度額

10,000千円（税込み）

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人又は複数の法人からなる連合体（以下「コンソーシアム」という。）

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者
 - ウ　法人の役員等（法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が

暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員等であることを見りながらこれを不当に利用している者
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
- (7) コンソーシアムの場合は、構成員のすべてが上記(2)から(6)の項目を満たしていること。

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館3階
静岡県健康福祉部健康局健康増進課地域支援班
電話番号 054-221-2975 FAX番号 054-221-3291
E-mail kenzou@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 配布期間

令和5年5月26日（金）から令和5年6月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、令和5年6月12日（月）は正午までとする。

イ 配布場所

上記(1)の担当部局宛てに、件名を「介護予防と保健事業の一体的実施促進事業企画提案募集要領送付依頼」として電子メールを送信すること。送信アドレス宛てに募集要領の電子データを送付する。

(3) 提出書類等

ア 提出書類 参加表明書、誓約書、企画提案書の提出書、企画提案書、業務実績表、見積書

イ 提出期限

令和5年6月12日（月）正午 持参又は郵送必着

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーション

日時 令和5年6月13日（火）の健康増進課が指定した時間、場所

6 その他

- (1) 詳細は企画提案募集要領による。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また、委託業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全て

の下請業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。